



高機能消防指令システム部分更新監理業務委託

実施設計書

委託番号 情報委第3号

履行場所 兵庫県加東市下滝野1269番地2（指令センター）ほか

業務概要 高機能消防指令システム部分更新監理業務委託

北はりま消防組合

内 訳				概 要
	実施	今回変更	増減額	高機能消防指令システム部分更新に係る監理
設計額 (内消費税)	円 ()	円 ()	円 ()	業務を行う。
請負額 (内消費税)	円 ()	円 ()	円 ()	
執行方法		履行期間	契約締結日の翌日から 令和7年3月31日まで	
(起工理由)				
高機能消防指令システムの構成機器の部分更新に伴い、作業計画管理及び品質管理等の				
監理業務が必要なため。				

内訳明細書

番号	名称	内容	数量	単位	単価	金額(円)	備考
1	直接人件費		1	式			
2	直接経費		1	式			
3	その他原価		1	式			
4	業務原価		1	式			4=1+2+3
5	一般管理費等		1	式			
	小計						小計=4+5
	消費税	10%					
	合計(小計+消費税)						

内訳明細書

番号	名称	内容	数量	単位	単価	金額(円)	備考
1	直接人件費						
	監理業務						
1-1	工事仕様書説明						
	工事仕様書説明	技師A		人工			
1-2	着工前仕様打合せ						
	現場説明	技師A		人工			
	仕様説明	技師A		人工			
	工程会議等	技師A		人工			
1-3	設計承認図審査						
	機器等の製造に関する審査	技師A		人工			
	施工図書の審査	技師A		人工			
	関係機関への提出資料の審査	技師A		人工			
1-4	工場出荷前検査立会						
	製造工場における機器等の機能、性能に関する検査支援	技師A		人工			
	検査資料の作成	技師A		人工			
1-5	工事立会						
	工事立会	技師A		人工			

内訳明細書

番号	名称	内容	数量	単位	単価	金額(円)	備考
1-6	竣工検査立会						
	事業完了に伴い、設計図書、契約条件に基づいた検査立会及び結果の報告	技師A		人工			
	監理業務完了に伴う完了届等の書類提出	技師A		人工			
1-7	定例会議						
	定例会議	技師A		人工			
	直接人件費合計						

高機能消防指令システム部分更新
監理業務委託仕様書

令和6年度

北はりま消防組合

1 適 用

本仕様書は、北はりま消防組合（以下「組合」という。）と受託者との間で締結する「高機能消防指令システム部分更新監理業務委託（以下「監理業務」という。）」に適用する。

2 目 的

本業務は、別途業務委託する「高機能消防指令システム部分更新業務委託（以下「業務委託」という。）」に伴う、作業計画管理及び品質管理状況等の監理業務を行うことを目的とする。

3 施設の設置場所

各装置等の設置場所は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| (1) 北はりま消防本部 | 兵庫県西脇市野村町 1 7 9 6 番地の 5 0 2 |
| (2) 消防指令センター | 兵庫県加東市下滝野 1 2 6 9 番地 2 |
| (3) 西脇消防署 | 兵庫県西脇市野村町 1 7 9 6 番地の 5 0 2 |
| (4) 西脇消防署 西脇北出張所 | 兵庫県西脇市寺内 5 1 5 番地の 1 |
| (5) 西脇消防署 多可出張所 | 兵庫県多可郡多可町中区茂利 2 4 3 番 1 |
| (6) 西脇消防署 多可北出張所 | 兵庫県多可郡多可町加美区豊部 2 4 0 番地 |
| (7) 西脇消防署 多可南出張所 | 兵庫県多可郡多可町八千代区中野間 6 5 0 番地 |
| (8) 加西消防署 | 兵庫県加西市北条町東高室 9 9 3 番地の 1 |
| (9) 加西消防署 加西南出張所 | 兵庫県加西市上宮木町 3 8 7 番地の 1 3 |
| (10) 加西消防署 加西北出張所 | 兵庫県加西市満久町 2 2 0 番地 |
| (11) 加東消防署 | 兵庫県加東市上中 7 7 8 番地 5 2 |
| (12) 加東消防署 東条出張所 | 兵庫県加東市天神 1 2 3 番地 |
| (13) その他、本業務で必要となる場所 | |

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

ただし、令和 7 年 3 月 2 0 日までに完了検査を受けること。

5 関連法規等

受託者は、監理業務を実施するに当たり、本仕様書に定めるもののほか、次の関連法規等に従って行わなければならない。

- (1) 電気通信事業法及び同法関係規則
- (2) 電気設備に関する技術基準を定める省令

- (3) 有線電気通信法及び同法関係規則
- (4) 電波法及び同法関係規則
- (5) 気象業務法及び同法関係規則
- (6) 消防法及び同法関係規則
- (7) 個人情報保護に関する法律及び同法関係規則
- (8) 建築基準法及び同法関係規則
- (9) 労働安全衛生法及び同法関係規則
- (10) 電気通信設備工事共通仕様書
- (11) 日本産業規格（J I S）
- (12) 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- (13) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (14) 電子情報技術産業協会規格（J E I T A）
- (15) インターネットの国際的技術標準化団体の定める基準（I E T F）
- (16) 国際標準化機構（I S O）
- (17) 消防救急デジタル無線システムに係る設計・整備マニュアル第1版（総務省消防庁）
- (18) 無線設備の停電・耐震対策のための指針（総務省指針）
- (19) 緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものの仕様を定める件
- (20) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同法施行令の規定に基づく消防防災施設整備費補助金交付要綱

6 技術者等の資格要件

監理技術者は、「高機能消防指令システム部分更新業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に基づき、設計内容及び設備の機器構成を的確に掌握するとともに、監理業務について次の資格を有する者とする。

- (1) 受託者は、直接かつ恒常的な雇用関係にある監理技術者を本業務に配置すること。
- (2) 監理技術者又は照査技術者は、技術士（電気電子部門）の資格を有すること。
- (3) 施工監理の担当技術者は、一級電気工事施工管理技士及び第一級陸上無線技士又は第一級陸上特殊無線技士の資格を有すること。また、本事業と同規模程度の監理業務の実務経験を有すること。ただし、保有資格に関しては、監理技術者が兼務する場合は、この限りではない。
- (4) 受託者は、個人情報に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項を満たす企業として日本情報経済社会推進協会（J I P D E C）によるプライバシーマークの付与、又は情報セキュリティーマネジメントシステム（I S M S）の認証を受

けた者であること。

7 業務の範囲

監理業務の範囲は、業務委託に伴う関連書類、納入仕様書及び設計図面に基づく業務に当たり、当該作業に係る工程及び施工監理、関係諸官庁への申請手続等の協力及び各種報告書作成等の作業全般についての監理業務とする。

8 書類等の整備

受託者は、「9 提出書類等」(2)から(4)に掲げる書類等を作成し、期日までに組合に提出しなければならない。また、書類、帳簿等は、常に現場に備え付け、組合から要求されたときは、直ちに提出できるように整理しておかなければならない。

9 提出書類等

受託者は、次の書類を組合の指定する期限までに提出し、承認を得ること。

提出する書類の用紙は、A4サイズ又はA3サイズとし、提出部数は別途指示する。

(1) 入札参加に要する確認書類

受託者は、入札後、速やかに「6 技術者等の資格要件」(2)から(4)に定める登録、資格等が確認できる証明書、資格証、免許状等の写しを提出し、組合の確認を得た上で契約するものとする。

(2) 着手時に提出する書類

- ア 業務着手届
- イ 技術者届（資格等確認できる写しを添付）
- ウ 業務計画書
- エ 業務工程計画
- オ 業務代理人届
- カ 連絡体制表（緊急時含む。）
- キ その他、組合が必要とする書類

(3) 業務中に提出する書類

- ア 打合せ議事（協議）録
- イ 現場確認書
- ウ 現場立会写真、検査写真
- エ 貸与品等受領書（借用書）
- オ その他、組合が必要とする書類

(4) 完了時に提出する書類

- ア 業務完了報告書
- イ 監理業務報告書

- ウ 業務記録（打合せ議事録）等
- エ その他、組合が必要とする書類

10 監理項目

監理業務の遂行に当たり、受託者は、組合の意志に基づき誠意をもって行動し、組合と綿密に連絡を取ること。

また、必要に応じ監理業務を遂行する上で必要な場所に出向き、組合及び作業請負者に対して的確な助言、指導及び支援を行い、運用に向けて遺漏のないようにすること。

監理業務の内容については、別表1及び次のとおりとし、監理する作業概要については、別表2のとおりとする。

(1) 監理業務

- ア 監理業務に当たっては、適切な技術導入を図るとともに、優れた機能と高い信頼度及び運用開始後のランニングコスト低減に配慮した機器を導入するよう指導すること。
- イ 仕様書の事項が遺漏なく適切に、かつ、期間内に実施されるよう監督すること。
- ウ 作業請負者が提出する機器設計製作承諾函等については、組合とともに審査を行うこと。
- エ 仕様書に記載していない事項若しくは変更が必要になる事項又は不測の事態が生じた際には、組合及び作業請負者との調整を図ること。
- オ 仕様書の内容に変更が生じた場合は、打合せ及び内容確認を行い、変更に伴う変更設計書を作成すること。
- カ 不用品については、適正に処理すること。
- キ コリンズ登録を行うために、作業請負者の作業カルテを確認し、登録後に作業カルテ受領書を確認すること。

(2) 検査業務

ア 業務立会検査

本業務期間中に組合が製造工場における機能、性能、員数等の出荷前検査等を実施するときは、その検査に立ち会い、技術的助言を行うこと。

イ 機器・材料搬入検査

施工現場に機器及び主要材料が搬入されたときは、その検査に立ち会い、技術的な助言を行うこと。

試験調整等で使用する測定器、作業に使用する工具等の適正使用の助言を行うこと。

ウ 中間出来高検査

作業請負者から検査願が提出され、組合が検査を実施するときは、その検査に立ち会い、技術的助言を行うこと。

エ 確認検査

作業請負者から検査願が提出され、組合が検査を実施するときは、その検査に立ち会い、技術的助言を行うこと。

オ 完了検査

本業務の完了後、組合が実施する検査に立ち会うこと。

11 成果品の所有権

業務の実施に当たり、受託者が当該契約に基づいて作成した成果品の所有権は、組合に帰属するものとする。また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任において処理するものとする。

12 秘密の保護

- (1) 監理業務を遂行する上で提出された各種のデータは、守秘義務の観点から外部に漏れることのないよう万全を期すること。
- (2) 受託者は、監理業務に関して組合が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた書類等に関する情報を監理業務の目的以外に使用又は漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講じなければならない。

13 再委託

- (1) 受託者は、監理業務の全てを再委託することはできない。
監理業務の一部を再委託する際は、業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を組合へ提出し、承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を再委託する場合は、適切な指導及び監理を行わなければならない。また、再委託先とのトラブル等諸問題が発生した場合は、受託者の責任において処理するものとする。

14 一般事項

- (1) 受託者は、組合と綿密に連絡を取りながら、効率的かつ迅速に監理業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、監理業務に伴う調査等を実施上、必要な諸手続を行うこと。
- (3) 受託者は、監理業務に関する協議事項及び打合せ事項については、組合の了承を受けなければならない。また、議事録を作成し、その都度、組合に報告すること。

ただし、急を要するもの、又は軽微なものについては、この限りではないが、後日速やかに組合に報告すること。

- (4) 本仕様書に関する指示又は承諾事項は、文書等（電子メール可）により行うこと。
- (5) 監理業務に必要であると認められる資料は、組合から受託者へ貸与し、その返却に当たっては、組合の指示に従うものとし、貸与された資料については、適正な管理のもとに利用すること。また、監理業務に必要な機材等は、受託者の負担とし、組合からの支給及び貸与は、原則として行わない。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項であっても、監理業務上、当然必要となる事項については、受託者が補足及び補填すること。
- (7) 組合が検査を行う際は、検査現場に立ち会い、技術的助言を行うこと。
- (8) 本仕様書に疑義が生じた場合、又は記載のない事項等の取扱いについては、双方協議の上、決定するものとする。
- (9) 監理業務遂行に必要な人件費、旅費、通信運搬費、印刷製本費等の一切の経費は、受託者が負担すること。

別表 1

監 理 項 目 表

高機能消防指令システム部分更新監理業務

監理事項	担当 処理内容	受託者					備 考
		立 会	作 成	確 認	調 査	報 告	
書 類	作業工程表			○			
	コリンズ登録			○			
	施工計画			○			
	事故報告				○	○	
	作業変更				○	○	
	入荷材料調査			○			
	記録写真			○			
	納入仕様書審査			○	○	○	
	変更設計書		○		○	○	
	出来高設計書				○	○	
	照 査				○	○	
材 料	竣工図			○			
	材料承認			○			
作 業	材料入荷検査	○		○		○	
	機器工場検査	○		○		○	
	機器取付け			○			
	現場確認	○		○		○	機能検査含む。
	官公庁検査	○		○		○	組合が実施する検査等
	中間出来高検査	○		○	○	○	書類等も含む。
	引取処理			○		○	引取処理管理票
	完了検査	○		○	○	○	書類等も含む。

別表 2

高機能消防指令システム部分更新概要

項	機 器 等 名 称	数 量	備 考
1	指令装置		
	(1) 指令台	3 台	分離設置型、輻輳時 1 台 2 事案対応
	(2) 自動出動指定装置		
	ア 制御処理装置	1 式	二重化構造
	イ 端末装置	3 台	23吋タッチモニタ含む。
	(3) 地図等検索装置	3 台	地図データ、23吋タッチモニタ含む。
	(4) 長時間録音装置	1 台	デジタル記録式、メモ再生機能
	(5) 非常用指令設備	1 式	I P 対応
	(6) 指令制御装置	1 式	現用予備内部二重化構造
	(7) 携帯電話・I P 電話受信転送装置	1 式	指令制御装置内蔵
(8) ジャンクションユニット-A	1 台		
(9) 署所端末装置	1 1 台	卓上型(付加盤/バッテリー含む。)	
(10) 支援情報端末装置			
	ア 多目的情報端末	3 台	23吋タッチモニタ含む。
	イ インターネット情報端末装置	3 台	23吋タッチモニタ含む。
2	指揮台		
	(1) 指揮台	1 台	指令台同等機能
	(2) 自動出動指定装置	1 台	23吋タッチモニタ含む。
	(3) 地図等検索装置	1 台	地図データ、23吋タッチモニタ含む。
	(4) 支援情報端末装置		
	ア 多目的情報端末	1 台	23吋タッチモニタ含む。
	イ インターネット情報端末装置	1 台	23吋タッチモニタ含む。
3	表示盤		
	(1) 映像制御装置	1 式	制御PCは他装置と兼用可
	(2) 多目的情報表示盤 2	1 台	60吋単面型自立スタンド仕様
	(3) メディアレシーバ	1 0 台	映像信号のIP電送化装置
4	指令電送装置		
	(1) 指令情報送信装置	1 式	他装置と兼用可、二重化構造
	(2) 指令情報出力装置	1 3 台	高速無線LAN対応
	(3) 指令情報モニタ装置	1 台	
	(4) 高速無線LAN装置	1 2 式	
5	気象情報収集装置	1 式	
6	災害状況等自動案内装置	1 式	
7	順次指令装置	1 式	
8	音声合成装置	4 台	他装置と兼用可

項	機 器 等 名 称	数 量	備 考
9	出動車両運用管理装置 (1) 出動車両運用管理装置 (2) 車両運用端末装置 (Ⅲ型) (3) 車外設定端末装置	1 式 3 9 台 2 2 組	他装置と兼用可、二重化構造 A V M基本部+ G P S +ナビ機能 6 動態登録
1 0	システム監視装置	1 式	データ保守機能付
1 1	電源設備 (1) 無停電電源装置 (指令センター) (2) 無停電電源装置 (消防署) (3) 無停電電源装置 (出張所) (4) 直流電源装置	2 台 6 台 7 台 1 台	停電補償10分、5KVA×2,分散2系統化 停電補償10分、1.5KVA 停電補償10分、3KVA 4 8 V系、停電補償6時間以上
1 2	統合型位置情報通知装置	1 式	制御処理装置と兼用、二重化構造 ファイアウォール×2、ルータ×2
1 3	メール一斉指令装置	1 式	A S P利用、制御処理装置と兼用
1 4	N E T 1 1 9受信装置	1 式	ファイアウォール、パトライト、 モニタ含む。
1 5	1 1 9補助受付装置	1 台	MKT/G-30DKPF/S-TEL更新
1 6	ネットワーク機器 (1) L 3スイッチ (2) L 2スイッチ (3) H U B (4) ファイアウォール (5) ルータ	2 台 1 6 台 1 台 1 台 2 台	
1 7	消防情報支援システム (1) 消防支援情報管理装置 (2) 消防支援情報端末装置 (3) 救急医療情報端末装置 (4) 予防査察用携帯端末装置 (5) モバイルプリンタ (6) ネットワーク機器	1 式 2 0 台 1 3 台 8 台 4 台 1 0 台	W e bサーバ、ファイルサーバ ノート型 8ポートHUB
1 8	避雷装置 (1) 高速回線避雷器(指令センター) (2) 高速回線避雷器(署所)	1 式 1 式	
1 9	防災無線連動装置	3 台	
2 0	ひょうご防災ネット連動	1 式	
2 1	放送設備 (1) 放送設備 (指令センター) (2) 放送設備 (署所)	1 式 3 式	

項	機 器 等 名 称	数 量	備 考
2 2	デジタル無線 (1) ネットワーク機器 (2) デジタル無線操作部 ア デジタル無線操作部(WCD) イ 無線操作部タッチパネル ウ LAN接続装置(LSC) (3) 無線基地局装置FANユニット (4) 管理監視制御卓 (5) 直流電源装置整流器ユニット	1 1 式 4 台 4 台 1 台 4 8 個 1 台 1 8 個	L 3 スイッチ、L 2 スイッチ、 HUB 非常用指令設備及び無線統制台除く。 非常用指令設備及び無線統制台除く。 管理監視制御卓PC 整流器ユニット更新数量 1. 指令センター 2 個 2. みやまえ基地局 2 個 3. とうじょう基地局 2 個 4. やしろ基地局 2 個 5. たかむろ基地局 2 個 6. いずみ基地局 2 個 7. のま基地局 2 個 8. やまと基地局 2 個 9. すぎはら基地局 1 個 10. しげはる基地局 1 個
2 3	付属品・予備品 (1) 予備PC (2) 卓上型通話録音装置 (3) ゼンリン住宅地図帳 ア 西脇市202305 イ 加西市202207 ウ 加東市202404 エ 多可町202205 オ 専用バインダー (4) 署活動用無線機ハードケース (5) オフィスチェア	2 台 8 台 2 6 冊 3 0 冊 2 7 冊 2 2 冊 4 4 冊 8 6 個 4 脚	IT-Station予備機 VR-D179相当品 LC-166T相当品 メッシュ生地・ハイバック仕様